



秋田県公報

目 次 ページ

公安委員会規則

○秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（一〇・交通企画課）……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第10号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月31日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第11条の2第1項中「第74条の2第5項」を「第74条の3第5項」に改める。

第11条の4及び様式第14号中「第74条の2第6項」を「第74条の3第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄